

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	(株)ジェネラリスト	(フリガナ)	トシバ ヤスヒロ
日本橋税務署	給与の支払者の法人番号	*この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。	あなたの氏名	東芝 康裕
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）	東京都港区芝浦1-1-1	あなたの住所又は居所	東京都府中市府中町1-9-3



生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認
					氏名	あなたの続柄			
一般の生命保険料	ジェネラリスト生命	終身	終身	東芝 康裕	東芝 恭子	妻	新・旧	(a) 108,000円	
	一般生命保険控除額の最高額に達しています						新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	Aの金額を下る計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円)		計(①+②)	③ (最高40,000円)	40,000円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 108,000円	Bの金額を下る計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円)		②と③のいずれか大きい金額	④	50,000円
介護医療保険料	ジェネラリスト生命	介護保険	10年	東芝 康裕	東芝 康裕	本人	(a)	12,000円	
							(a)		
							(a)		
							(a)		
(a)の金額の合計額		C 12,000円	Cの金額を下る計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高40,000円)		⑥	12,000円	
個人年金保険料	ジェネラリスト生命	個人年金	10年	東芝 康裕	東芝 康裕 支払開始日 R20.07.01	本人	新・旧	(a) 36,000円	
	ジェネラリスト生命	確定年金	10年	東芝 康裕	東芝 康裕 支払開始日 R22.07.01	本人	新・旧	(a) 24,000	
	生保控除額計12万未満なら旧保険のみ申告可				支払開始日		新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 24,000円	Dの金額を下る計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)		計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円)	40,000円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 36,000円	Eの金額を下る計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円)		⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦	40,000円
計算式Ⅰ(新保険料等) ※			計算式Ⅱ(旧保険料等) ※			生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)			
A, C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A, C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		A, C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		A, C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		102,000円	

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名		地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) A	給与の支払者の確認
				保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたの続柄			
地震保険料控除	東芝保険	地震保険	5年	東芝 康裕 東芝 康裕	本人	地震・旧長期	8,000円	
	東芝保険	地震保険	15年	東芝 康裕 東芝 康裕	本人	地震・旧長期	9,600	
						地震・旧長期		
Aのうち地震保険料の金額の合計額							B 8,000円	
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額							C 9,600円	
地震保険料控除額		Bの金額 (最高50,000円) 8,000円		Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合は、C×1/2+5,000円)※		D (最高15,000円) 9,600円		
						E (最高50,000円) 17,600円		

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人		あなたが本年中に支払った保険料の金額
			氏名	あなたとの続柄	
	国民年金保険料	東京	東芝 道則	子	50,000円
合計(控除額)					50,000円

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	1,000円
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	9,000
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	1,500
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	10,000
合計(控除額)		21,500円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

2021年12月10日までに提出してください。